

ドライブレコーダー型テレマティクス端末等の貸与に関する規約

(2026年1月1日以降始期用)



ドライブレコーダー型テレマティクス端末等の貸与に関する規約

第1章 特約に基づいて貸与するドライブレコーダー型テラマティクス端末等に関する規約

第1節 総則(共通規定)

第1条 貸与規約の目的および適用範囲

特約に基づいて貸与するドライブレコーダー型テラマティクス端末等に関する規約(以下、「貸与規約」とします。)は、「事故発生の通知等に関する特約」に基づき、東京海上日動火災保険株式会社(以下、「当会社」といいます。)が契約者に貸与する端末等に関する事項を定めたものです。貸与規約に記載のない事項はご契約に適用される普通保険約款および特約の規定に準じます。

なお、第1節は「ドライブエージェントパーソナル(1カメ)」「ドライブエージェントパーソナル(2カメ)」および「ドライブエージェントパーソナル(新型)」に適用します。

第2条 用語の定義

貸与規約において、用語の定義は、以下のとおりとします。

①「端末」とは、当会社が自動車保険または超保険契約に「事故発生の通知等に関する特約」を付帯した契約者(対象車両がリース契約に基づき貸与された自動車で自動車保険または超保険契約の契約者がリース会社等の場合、貸与規約における「契約者」を「記名被保険者」と読み替えます。ただし、第4節第3条(3)のただし書の規定を除きます。)に貸与するドライブレコーダー型テラマティクス端末(再利用品の場合があります。)をいいます。端末には、前方1カメラ型端末、2カメラ一体型端末または新型・事故自動通報端末があり、SIMカードおよびmicroSDカードならびに当会社が貸与する専用外付バッテリー(新型・事故自動通報端末の場合で、取扱説明書記載のバッテリーユニットをいいます。)は端末に含むものとします。

②「端末等」とは、端末と電源ケーブルをいいます。

③「専用リアカメラ」とは、当会社が貸与する2カメラ一体型端末に専用のケーブルを使用して接続するため契約者が購入した当会社指定の車載用カメラをいいます。

④「ドライブエージェントパーソナル(1カメ)」とは、前方1カメラ型端末を通じて提供するテラマティクスサービスをいいます。

⑤「ドライブエージェントパーソナル(2カメ)」とは、2カメラ一体型端末を通じて提供するテラマティクスサービスをいいます。

⑥「ドライブエージェントパーソナル(新型)」とは、新型・事故自動通報端末を通じて提供するテラマティクスサービスをいいます。

⑦「事務局」とは、「ドライブエージェントパーソナル(1カメ)」「ドライブエージェントパーソナル(2カメ)」または「ドライブエージェントパーソナル(新型)」の提供にあたってそれぞれ当会社が業務のアウトソーシングを行なう外部委託先をいいます。

⑧「提携先企業等」とは、当会社の子会社、関連会社、当会社と損害保険代理店委託契約を締結している代理店、当会社の外部委託先および当会社または当会社の外部委託先が「ドライブエージェントパーソナル(1カメ)」「ドライブエージェントパーソナル(2カメ)」または「ドライブエージェントパーソナル(新型)」の提供において提携している企業をいいます。

⑨「利用者」とは、端末等を利用する者をいいます。

⑩「搭乗者」とは、対象車両に搭乗する者(利用者を除く)をいいます。

⑪「発報」とは、端末から得られる車両位置等のデータ、音声および映像を通信により提携先企業等へ接続することをいいます。

⑫「自動発報」とは、大きな衝撃を検知した端末が自動的に行う発報のことをいいます。

⑬「手動発報」とは、一定の衝撃を検知した端末の案内に基づき、利用者が端末のボタン操作をして行う発報のことをいいます。

⑭「強制発報」とは、端末が衝撃を検知していない状況で、利用者が端末のボタン操作をして行う発報のことをいいます。

⑮「センターシステム」とは、端末が有する機能を提供するためのシステム全般をいいます。

⑯「映像」とは、端末のカメラ(2カメラ一体型端末および新型・事故自動通報端末の場合は車内カメラを含みます。)および専用リアカメラにより録画された映像をいいます。

⑰「PCアプリ」とは、microSDカードに記録された映像を再生および当会社へ送信するためのアプリをいいます。

⑱「Webサービス」とは、端末を通じて取得された自動車の運転情報(走行距離、走行時間、速度、位置情報、加速度センサーによる計測値等)等に基づき、当会社が、当会社所定のウェブサイトを通じて提供するサービスをいいます。Webサービスの利用にあたっては、貸与規約に加え、当会社が別に定めるWebサービスに係る利用規約を遵守する必要があります。

⑲「専用スマホアプリ」とは、端末を通じて取得された自動車の運転情報(走行距離、走行時間、速度、位置情報、加速度センサーによる計測値等)等に基づき、当会社が、当会社所定のスマートフォンアプリを通じて提供するサービスをいいます。専用スマホアプリの利用にあたっては、貸与規約に加え、当会社が別に定める専用スマホアプリに係る利用規約を遵守する必要があります。

⑳「J-フレジット制度」とは、国内における地球温暖化対策のために、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO₂等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO₂等の吸収量を「フレジット」として国が認証する制度をいいます。

第3条 前提条件

(1)当会社は、貸与規約に同意した上で自動車保険または超保険契約に「事故発生の通知等に関する特約」を付帯した契約者に対し、端末等を貸与します。

(2)当会社は、対象車両の自動車保険、超保険または当該保険契約に付帯された「事故発生の通知等に関する特約」が解約もしくは解除された場合または当該保険契約が取消しもしくは無効となった場合、貸与規約を解除します。また、貸与規約を解除した場合は、Webサービス、専用スマホアプリおよび第2章の規約に定める緊急通報サービスは終了します。

(3)当会社は、当該保険契約の保険期間中または当該保険契約の更新前後において契約者の名義変更が行われた場合、端末等の貸与を名義変更後の契約者とします。

第4条 当会社が貸与する端末等

(1)当会社が契約者に貸与する端末等の機能は、その端末等の種類に応じ、第2節第2条、第3節第2条および第4節第2条で定めるとおりとします。ただし、当会社は端末等の機能について、その性能を保証するものではありません。

(2)以下のいずれかに該当する場合には、利用者は端末等の機能の一部または全部を利用できない場合があります。

①センターシステムの保守、工事、障害修理等を実施するとき。

②センターシステムが火災、停電、損壊、故障等により正常に動作しなくなったとき。

③端末等に付随する機器に、重大なセキュリティ上の危険が発見または予見されたとき。

④端末がインターネットに接続されている第三者に向かって、不正なアクセス行為の発信元となる可能性があるとき。

⑤取扱説明書に従って適切に端末のアップデートが行わなかったとき。

⑥バッテリー、microSDカード、SIMカード等の消耗品の消耗により、端末の機能を発揮できなくなったりとしたとき。

⑦端末等の使用環境、端末等貸与の対象車両の状況、事故の状況、天候、通信環境その他の事情により、端末等の機能を発揮できなくなったりとしたとき。

⑧天災、戦争等に起因して当会社が制御できない事が発生したとき。

⑨①から⑧までのほか、当会社が端末等の機能を停止した方が望ましいと判断したとき。

(3)利用者はPCアプリおよびWebサービス(Webサービスは「ドライブエージェントパーソナル(2カメ)」の場合は)を利用できます。ただし、当会社は、これにかかるインターネット利用のための費用は負担しません。

(4)利用者は専用スマホアプリ(「ドライブエージェントパーソナル(2カメ)」および「ドライブエージェントパーソナル(新型)」の場合)を利用できます。ただし、当会社は、専用スマホアプリのインストー

ルおよび利用のための通信にかかる費用は負担しません。

第5条 端末等貸与の対象車両

端末等貸与の対象車両は、「事故発生の通知等に関する特約」が付帯された自動車保険または超保険契約の目的となる車両であって、不正改造されていない下表の車両とします。ただし、何らかの事由により端末等を取り付けできない車両は除きます。

テラマティクスサービスの種類	端末等貸与の対象車両
ドライブエージェントパーソナル(1カメ)および ドライブエージェントパーソナル(2カメ)	シガーソケットまたはアクセサリーソケットが装備されている車両
ドライブエージェントパーソナル(新型)	上記に加え、USB Type-C端子(注:車両側から2.1A以上の電流供給がされるものが装備されている車両)

第6条 端末等の利用地域

端末等は、第1節第5条に定める対象車両が日本国内で使用される場合に限り利用することができます。

第7条 端末等の貸与期間

(1)端末等の貸与期間は、自動車保険または超保険契約に「事故発生の通知等に関する特約」が付帯されている期間とします。

(2)契約者は、別途当会社が指定する方法および場所にて端末等を受け取るものとします。

(3)天災地変や輸送中の事故等の当会社の責めに帰さない事由により端末等を受け渡すことができなかつた場合または遅延して受け渡した場合、当会社は責任を負わないものとします。

第8条 契約者の義務

(1)契約者は、当会社が貸与する端末等の取扱いについて、以下に定める事項を遵守するものとします。また、他の利用者に以下に定める事項を周知し遵守させるものとします。

①端末等および端末に保存・記録されている個人情報を善良な管理者の注意義務をもって保管、管理および使用すること。

②端末等を受領した日以降速やかに、取扱説明書に従って対象となる車両に端末等を設置し初期動作確認を行うこと。

③取扱説明書の注意事項および関連法令等を遵守し、適切な方法で端末等を設置および利用すること。

④端末等を契約者以外の第三者が所有する車両に設置する場合は、端末等を設置する車両の所有者の承諾を取得し、端末等を設置する者の責任において適切な手続きを行うこと。

⑤端末等の破損、故障等の事態が発生した場合は、ただちに当会社に通知すること。

⑥端末等を紛失した場合は、ただちに当会社に通知すること。

⑦端末等または端末に保存、記録されている個人情報が盗難にあった場合は、ただちに警察への届出を行い、当会社に通知すること。

(2)契約者は、自らの責任において端末等の設置を行なうものとします。また、契約者は不正アクセスおよび端末に保存・記録されている個人情報の漏えい・滅失・毀損を防止するため、必要なセキュリティを確保し、その他必要かつ適切な措置を講じるものとします。

(3)契約者は、PCアプリ/Webサービスまたは専用スマホアプリを利用する場合、コンピュータウイルス等の有害なソフトウェア類の感染防止に努め、ウィルス駆除ソフト等を導入および活用するものとします。また、他の利用者にこの事項を周知し遵守させるものとします。

(4)契約者は、当該保険契約の保険期間中または当該保険契約の更新時に名義変更を行った場合、名義変更後の契約者に対して貸与規約の内容を説明し、名義変更後の契約者から貸与規約に定めた事項への同意を取り付けるものとします。その時点の端末内の個人情報その他の記録情報についても、名義変更前の契約者間で協議し、双方の責任のもと必要に応じて映像および音声の消去など記録情報の初期化の措置または端末内に記録されている個人情報に係る本人の同意を得るなどの対応を行なうものとします。

(5)契約者は、以下に定める行為を行なはなりません。また、他の利用者に対し以下に定める行為を行なわせてはなりません。

①端末等貸与の対象車両以外のお車に端末等を設置すること。

②著作権もしくは商標権の侵害、営業秘密の不正目的利用、電信詐欺またはプライバシーの侵害などの不正な目的で端末等を利用する行為

③他の利用者、ネットワークサービスまたはネットワーク機器を妨害または阻害する行為

④端末等の分解、改造またはソフトウェアの改変行為

⑤端末に組み込まれているSIMカードを脱着する行為および他の目的に使用する行為

⑥法令、裁判所の判決、決定もしくは命令または法令上拘束力のある行政措置に違反する行為

⑦公序良俗に反する行為。なお、公序良俗に反する行為とは、不正に他の利用者になりますと、不正または違法な目的でネットワーク上で身元を偽ること、コンピューターフームまたはコンピュータウイルスを伝播させることおよびネットワークを通じてアクセスできる他のマシンにネットワークを使用して不正侵入することを含みますが、これらに限定されるものではありません。

⑧端末等を利用する権利を第三者に譲渡または担保に供する行為

⑨端末に表示される個人情報および端末に保存・記録されている個人情報を、本人の同意を得ることなく、貸与規約の履行のために必要な範囲を超えて利用すること。

⑩①から⑨までのほか、端末等の利用目的に照らして当会社が不適切と判断する行為

(6)利用者が①から⑤までの規定に違反した場合であって、それにより当会社、提携先企業等、他の利用者、搭乗者または第三者に損害が生じたときは、契約者がこれを賠償するものとします。

第9条 端末等の交換・返却

(1)当会社は、契約者から第1節第8条(1)(⑤)に定める通知を受けた場合は、契約者に代替となる端末等を送付します。この場合において、契約者は、事務局より返却用ボックスを送付した日の翌日から起算して30日以内に、正常に動作しない端末等を当会社指定の方法により当会社に返却するものとします。

(2)契約者は、以下に定める場合は、事務局より返却用ボックスを送付した日の翌日から起算して30日以内に、端末等の全部または一部を当会社指定の方法により当会社に返却するものとします。

①第1節第3条(2)の規定に従い、この貸与規約を解除した場合

②契約者が端末等の種類を当会社に通知した場合で、当会社がこれを承認したとき。ただし、端末等の種類の変更まで当会社が貸与していた端末等に限ります。

③契約者が第1節第8条に定める義務の履行を怠り、または怠るおそれがあることが明らかである場合

④利用者が、端末等の利用に関し、当会社もしくは第三者に損害を与える行為、または損害を与えるおそれがある行為をした場合

⑤①から④までのほか、端末等の利用目的に照らして当会社が不適切と判断した場合

(3)当会社は、以下のいずれかに該当する場合は、下表のとおり契約者に違約金を請求することができます。この場合において、契約者は当会社指定の方法で違約金を当会社に支払うものとします。

①利用者の責めに帰すべき事由により端末の破損、故障等が生じた場合

②①および②に定める返却期限を過ぎても利用者の責めに帰すべき事由により端末を当会社に返却しない場合

③第1節第8条(1)(⑥)または⑦に定める場合であって、利用者の責めに帰すべき事由により物理的に端末を当会社に返却することが不可能な場合

テレマティクスサービスの種類	違約金の金額
ドライブエージェントパーソナル(1カメ)	25,000円
ドライブエージェントパーソナル(2カメ)	30,000円
ドライブエージェントパーソナル(新型) (注:カメラユニット、バッテリーユニットの一方のみが①～③のいずれかに該当する場合についても同じ違約金の金額とします。)	25,000円

(4)当会社は、当会社に返却された端末に装着等されたmicroSDカードを破棄することができるものとします。

第10条 利用可能な端末等を貸与できなかつた場合の対応

当会社の責めに帰すべき事由により利用可能な端末等を貸与することができなかつた場合(第1節第4条(2)の(6)に定める場合を含みません。)、当会社は、契約者からの申し出に基づき、当該期間に支払われた「事故発生の通知等に関する特約」の保険料相当額を契約者に返還することとします。

第11条 免責

- (1)当会社および提携先企業等は、以下に定める事由によって契約者が被った損害について、一切その責任を負わないものとします。
 - ①端末等取付け時に生じた端末の損傷もしくは故障または配線等の切断等により端末が正常に動作しなかつたこと。
 - ②契約者が第1節第8条その他貸与規約に定める義務に違反したこと。
 - ③第1節第4条(2)に掲げる事由が生じたことおよび第1節第13条に基づき貸与規約の内容を変更したこと。
 - ④通信機器、通信回線、インターネット、コンピュータ(ハードウェア・ソフトウェア)等の障害
 - ⑤対象車両または端末等の盗難・盗用等による不正使用やそれに伴う端末に保存・記録されている個人情報の漏えいまたは不正使用
 - ⑥第三者のデータセンターサーバへのアクセスまたは端末等の不正利用
 - ⑦利用者が使用的する車両または機器の不具合等
 - ⑧初期動作確認または端末アップデートの未了
 - ⑨①から⑧までに定めるほか、取扱説明書に従った取り扱いがなされなかつた場合
 - ⑩①から⑨までに定めるほか、当会社および提携先企業等の故意または過失によらない事由
- (2)当会社は、端末等の利用を通じて利用者が得る全ての情報について、その完全性、信頼性、安全性、有効性および正確性を保証するものではありません。

第12条 端末等の利用を通じて取得する情報の取扱い

- (1)当会社は、端末等の利用を通じて、第2節第3条、第3節第3条または第4節第3条に定める情報を取得します。
- (2)当会社は、端末等の返却後も(1)に定める情報を利用できるものとします。また、当該情報に著作権(著作権法第27条および第28条に規定された権利を含みます。)や所有権が認められる場合には、全て当会社に帰属するものとし、利用者は当会社およびいかなる第三者に対しても、著作権行使しないものとします。
- (3)当会社、当会社の子会社および関連会社は、(1)に定める情報を、当会社の自動車保険契約、超保険契約および貸与規約の履行ならびに当会社のホームページにおいて公表している利用目的のほか、以下の目的で使用します。
 - ①第2節第2条、第3節第2条および第4節第2条に規定する端末等の機能に関する内容の履行
 - ②新規サービス・新商品の研究・開発および提供
 - ③サービス品質の向上に資する研究
 - ④①から③までの利用目的に準ずるまたはこれらに関連する目的
- (4)当会社は、(3)に定めた目的のために、(1)に定める情報を、当会社と東京海上グループ各社との間で、共同で利用できるものとします。
- (5)当会社は、第2節第3条、第3節第3条および第4節第3条に定めるところに従い、(1)に定める情報を提供できるものとします。
- (6)当会社は、(1)に定める情報を、警察や裁判所等の公的機関からの要請に応じて、開示または提供することがあります。
- (7)端末または対象車両が盗難された場合、端末に記録・保存されている個人情報も盗難されます。契約者は、これを了解の上、個人情報の盗難が発生しないよう端末または対象車両を適切に管理するものとします。

第13条 貸与規約の変更

- (1)当会社は、当会社が必要と判断する場合、日本国の法令に準拠して貸与規約を変更できるものとします。
- (2)変更後の貸与規約は、当会社ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/auto/covenant/)に掲示し、変更の効力発生日からその効力を生じるものとします。利用者は貸与規約の変更後も端末等を利用し続けることにより、変更後の貸与規約に対する有効かつ取消不能な同意をしたものとみなします。
- (3)当会社は貸与規約を変更する場合、事前に、変更後の貸与規約の効力発生日および内容を当会社ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/auto/covenant/)への掲示その他の適切な方法により周知します。

第14条 管轄裁判所

端末等の貸与に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第15条 準拠法

貸与規約の準拠法は日本法とします。

第16条 協議

端末等の貸与に関して疑義がある場合および貸与規約に定めのない事項が生じた場合は、契約者および当会社双方で協議し、円満に解決を図るものとします。

第2節 「ドライブエージェントパーソナル(1カメ)」の特別規定について

第1条 特別規定の範囲

本節は「ドライブエージェントパーソナル(1カメ)」に特有の事項について定めています。「ドライブエージェントパーソナル(1カメ)」には、第1節および第2節の双方が適用されます。

第2条 当会社が貸与する端末等の機能等

当会社が契約者に貸与する端末等の機能は以下に定めるとおりとします。

①「発報機能」

自動発報、手動発報および強制発報

②「映像記録機能」

一定以上の衝撃を検知した際の衝撃検知前後の映像の記録

③「安全運転診断機能」

取得データに基づく安全運転診断レポート等の提供

④「事故防止支援機能」

片寄り走行警告、前方車両接近警告、危険地点接近警告および危険挙動警告

第3条 端末等の利用を通じて取得する情報の取扱い

- (1)当会社は端末等の利用を通じて映像、音声、端末の利用履歴および自動車の運転情報(走行距離、走行時間、速度、位置情報、加速度センサーによる計測値等)等を取得します。
- (2)当会社は、当会社ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/auto/total-assist/shohin/dap.html)において公表している安全・円滑な道路交通社会の発展に資する目的での活用のため、当会社が「ドライブエージェントパーソナル(1カメ)」の提供において提携しているパイオニア株式会社、および自動車技術開発に携わる企業等(注:国内外の自動車部品メーカー、自動車技術に関する研究機関等をいいます。)のうち当会社が提携している企業等に(1)に定める情報を提供できるものとします。

第3節 「ドライブエージェントパーソナル(2カメ)」の特別規定について

第1条 特別規定の適用範囲

本節は「ドライブエージェントパーソナル(2カメ)」に特有の事項について定めています。「ドライブエージェントパーソナル(2カメ)」には、第1節および第3節の双方が適用されます。

第2条 当会社が貸与する端末等の機能等

- (1)当会社が契約者に貸与する端末等の機能は以下に定めるとおりとします。

①「発報機能」

自動発報、手動発報および強制発報

②「映像記録機能」

一定以上の衝撃を検知した際の衝撃検知前後の映像の記録

③「安全運転診断機能」

取得データに基づく安全運転診断レポート等の提供

④「事故防止支援機能」

片寄り走行警告、前方車両接近警告、わき見・居眠り警告および危険挙動警告

⑤「駐車中監視機能」

対象車両が駐車中に一定以上の衝撃を検知したときの自動録画

⑥「ドライバー識別機能」

利用者が登録した顔の特徴点識別情報等に基づくドライバー識別および取得データの管理

- (2)端末は、利用者および搭乗者の映像を録画し、その音声を録音します。これらの映像および音声はmicroSDカードに記録されます。
- (3)端末を通じて取得された自動車の運転情報(走行距離、走行時間、速度、位置情報、加速度センサーによる計測値等)等について、契約者が許諾した利用者は、Webサービスまたは専用スマートアプリを通じて、これらの情報(他の利用者の運転中に生じた上記情報を含みます。)を閲覧することができます。

- (4)利用者が端末に登録した利用者名、microSDカードに記録・保存された利用者および搭乗者の映像および音声は、他の利用者および他の搭乗者も、端末上で閲覧・再生できます。

第3条 端末等の利用を通じて取得する情報の取扱い

- (1)当会社は、端末等の利用を通じて映像、音声、端末の利用履歴、利用者の顔の特徴点識別情報および自動車の運転情報(走行距離、走行時間、速度、位置情報、加速度センサーによる計測値等)等を取得します。

- (2)当会社は、当会社ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/auto/total-assist/shohin/dap.html)において公表している安全・円滑な道路交通社会の発展に資する目的での活用のため、当会社が「ドライブエージェントパーソナル(2カメ)」の提供において提携している株式会社デンソー、および自動車技術開発に携わる企業等(注:国内外の自動車部品メーカー、自動車技術に関する研究機関等をいいます。)のうち当会社が提携している企業等に(1)に定める情報を提供できるものとします。

第4条 J-クレジット制度への参加

- (1)契約者が個人の場合は、端末等の利用に伴い、J-クレジット制度(以下、「本制度」とします。)に参加し、以下に定める事項に同意するものとします。また、他の利用者に以下に定める事項を周知し、同意を取り付けるものとします。

①端末等の利用を通じて本制度におけるプログラム型プロジェクトの会員として参加すること。

②プロジェクト実施者である当会社が必要とする情報を提供し、当会社が本制度におけるプロジェクトの運営のためにその情報を使用すること。

③本制度の他のプロジェクトおよび本制度に類似した他の制度に登録していない、または、登録しないこと。

④端末等を取り付けた対象車両の使用によって得られるCO₂等の排出削減効果等をプロジェクト実施者である当会社へ譲渡するとともに、その結果として、当該排出削減効果等を主張できなくなること。

⑤④の規定により当会社へ譲渡されたCO₂等の排出削減効果等をクレジットとして売却して得られた利益について、専用スマートアプリで契約者に提供するフーポン(株式会社ギフトイデアが提供するeギフトのこと)をいいます。なお、フーポンには別に定める利用期限等があります。)の原資等とすること。

- (2)(1)の規定により本制度への参加に同意する場合は、当会社は本制度への参加・申請および報告ならびにこれらの利用目的に準ずる目的のために、第3節第3条(1)で取得する情報、端末の識別番号、対象車両の情報(車台番号、車両登録番号、車種・型式・動力区分・排気量等)および保険契約の始期日等の情報を使用し、本制度の制度管理者等にこれらの情報を提供できるものとします。

- (3)(1)および(2)の規定にかかるわざ、本制度への参加に同意しない場合は、契約者は当会社にその旨を連絡するものとします。

第4節 「ドライブエージェントパーソナル(新型)」の特別規定について

第1条 特別規定の適用範囲

本節は「ドライブエージェントパーソナル(新型)」に特有の事項について定めています。「ドライブエージェントパーソナル(新型)」には、第1節および第4節の双方が適用されます。

第2条 当会社が貸与する端末等の機能等

- (1)当会社が契約者に貸与する端末等の機能は以下に定めるとおりとします。

①「発報機能」

自動発報、手動発報および強制発報

②「映像記録・送信機能」

映像の記録(一定以上の衝撃を検知した際の衝撃検知前後の映像の記録を含みます。)および

端末操作による映像の手動送信

③「安全運転診断機能」

取得データに基づく安全運転診断レポート等の提供

④「事故防止支援機能」

危険挙動警告および要注意運転警告

- (2)端末は、利用者および搭乗者の映像を録画し、その音声を録音します。これらの映像および音声はmicroSDカードに記録されます。

- (3)端末を通じて取得された自動車の運転情報(走行距離、走行時間、速度、位置情報、加速度センサーによる計測値等)等について、契約者が許諾した利用者は、専用スマートアプリを通じて、これらの情報(他の利用者の運転中に生じた上記情報を含みます。)を閲覧することができます。

- (4)利用者が端末に登録した利用者名、microSDカードに記録・保存された利用者および搭乗者の映像および音声は、他の利用者および他の搭乗者も、端末上で閲覧・再生できます。

第3条 端末等の利用を通じて取得する情報の取り扱い

- (1)当会社は、端末等の利用を通じて映像・音声・端末の利用履歴および自動車の運転情報(走行距離・走行時間・速度・位置情報・加速度センサーによる計測値等)等を取得します。
- (2)当会社は、当会社ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/auto/total-assist/shohin/dap.html)において公表している安全・円滑な道路交通社会の発展に資する目的での活用のため、当会社が「ドライブエージェントパーソナル(新型)」の提供において提携しているパイオニア株式会社および自動車技術開発に携わる企業等(注:国内外の自動車部品メーカー、自動車技術に関する研究機関等をいいます。)のうち当会社が提携している企業等に(1)に定める情報を提供できるものとします。
- (3)契約者は、端末等の利用に伴い、パイオニア株式会社の提携先であるNTTコム オンライン・マーケティング・ソリューション株式会社が提供する空電ブッシュサービスによるSMS受信に同意するものとします。ただし、契約者と記名被保険者が異なる場合、契約者は、記名被保険者からこの同意を取り付けるものとします。

第4条 端末等の「取付サポート」について

- (1)契約者は、端末等の設置にキュアンドエー株式会社またはその他の提携業者が提供する「取付サポート」を利用できるものとします。
- (2)「取付サポート」を利用する場合、原則としてキュアンドエー株式会社が契約者の指定する場所に出張し、対象車両に端末等を設置します。この場合において、契約者は、当会社所定のウェブサイト(www.dap-support.com)等を通じて事前に予約のうえ、キュアンドエー株式会社を利用して特約付帯日まで端末等を設置する必要があります。
- (3)(2)の規定にかかわらず、契約者が希望する場合は、その他の提携業者を利用して端末等を設置することも可能とします。この場合において、契約者は、当会社に事前に連絡のうえ、その他の提携業者を利用して特約付帯日まで端末等を設置する必要があります。また、契約者は、その設置にかかる費用について、一旦立替えをしたうえで、後日、当会社所定のウェブサイト(www.dap-support.com)に記載の金額を上限に当会社に請求できるものとします。ただし、立替えをした費用を当会社へ請求する際に、当会社の指定する請求書類とあわせて領収証をその他の提携業者を利用して設置した日から1年以内に提出した場合に限ります。
- (4)(2)および(3)に規定するキュアンドエー株式会社およびその他の提携業者を利用する端末等の設置は、取扱説明書記載のシガーソケット、アクセサリー・ソケットまたはUSB Type-C端子(注:車両側から2.1A以上の電流供給がされるもの)に接続する方法で行います。また、その他の提携業者を利用して端末等を設置する場合で、その他の方法(法令により禁止されている方法を除きます。)を希望するときは、その設置にかかる費用のうち当会社所定のウェブサイト(www.dap-support.com)に記載の金額を超える費用は契約者が負担するものとします。
- (5)その他の提携業者により端末等を設置する場合、当会社は、その他の提携業者の責めに帰すべき事由により契約者が被った損害について、一切その責任を負わないものとします。ただし、当会社の故意または重大な過失による場合は除きます。

第2章 事故発生時の通報サービスに関する利用規約

第1条 利用規約の目的

事故発生時の通報サービスに関する利用規約(以下、「利用規約」とします。)は株式会社プレミア・エイド(以下、「提供者」とします。)が提供する緊急通報サービス(以下、「本サービス」とします。)を利用する際の利用者と提供者の間の権利義務について定めることを目的とします。

第2条 用語の定義

- (1)利用規約における用語の定義は、第1章の規約(以下、「貸与規約」とします。)の第1節第2条に準じます。
- (2)(1)以外の利用規約における用語の定義は、以下のとおりとします。
- ①「救援機関」とは、消防等の公的救援機関をいいます。
- ②「当事者の義務」とは、交通事故・火災等の緊急事態発生時における、道路交通法第72条第1項において当事者が自ら通報する義務および消防法等の関連適用法規により当事者に義務づけられている措置・通報の義務を総じていいます。

第3条 本サービスの対象

本サービスは貸与規約における利用者を対象とします。

第4条 本サービスの内容

- (1)自動発報、手動発報、強制発報後に、提供者が利用者との通話により交通事故の状況を聴取した場合で、利用者が自ら通報できない等やむを得ない場合に必要に応じて提供者より救援機関等への通報を代行します。
- (2)強制発報後に、提供者は利用者との通話で状況を判断し、以下のいずれかの対応を行います。
- ①利用者に被害が生じているまたは被害が生じる蓋然性が高い場合の避難誘導
- ②利用者の運転中の体調急変その他の正常な運転を妨げる事象が生じている場合の救援機関への通報
- (3)提供者は(1)および(2)以外のサービスは提供しません。
- (4)本サービス提供時、救援機関より要請があった際は、利用者と救援機関の間で直接通話できる環境を確立することがあります。
- (5)本サービスの利用により、利用者は当事者の義務の責を免れるものではありません。
- (6)貸与規約第3条(2)に基づき当会社が貸与規約を解除した場合、本サービスは終了します。

第5条 事故情報・個人情報の取り扱いについて

- (1)利用者は本サービス利用時、本サービス利用のために提供者が下記の情報を取得することおよび救援機関へ下記の情報を提供することに同意するものとします。
- ①車両利用者から聴取した緊急事態の内容(事故発生日時、走行軌跡等を含む)、ならびに端末からの自動発報、手動発報、強制発報に係る映像および音声データ
- ②車両利用者に対して事故の対応および救援機関が事故現場に到着するまでの間、アドバイスを行った情報
- ③その他、救援機関、高速道路管理会社、病院等から現に求められた個人名、性別、年齢、携帯電話番号等の個人情報
- ④車両の自動車登録番号、年式、型式、車種名、車体色等
- (2)利用者との会話が成立しない等の際、音声・映像その他の情報により緊急事態が生じていると判断される場合は、利用者からの要請によらず救援機関等への通報((1)に掲げる情報の提供を含みますが、これらに限りません。)を行うことがあることに利用者は同意するものとします。
- (3)提供者は必要に応じ高速道路管理会社、病院等に救援機関へ提供した情報を開示することがあることに利用者は同意するものとします。

第6条 本サービスの中止、休止について

- 貸与規約第1節第11条(1)に定める事由または以下に定める事由のいずれかが発生した場合、提供者は、本サービスを中止または休止することができます。また、当該事由によって利用者が被った損害について、一切その責任を負わないものとします。
- ①提供者の受信センターの機器が停電・火災・地震・噴火・洪水・津波等の天災や疾病蔓延等により稼働が不可能となった場合
- ②全球測位システム(GPS)等から得られた位置情報の誤りもしくは位置情報が取得できなかった場合(屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等、電波が伝わらない場合を含みます。)

③利用者が貸与規約・利用規約・取扱説明書、その他の注意事項に従わず、不適切に端末等を使用した場合

④本サービス以外の類似のサービスが事故発生時等に同時に提供される等、情報が輻輳する場合

第7条 警備業法に基づく記載事項

(1)本サービスを利用者に直接提供する提供者の情報は下記のとおりとなります。本サービスは警備業法第2条第1項第4号に基づき提供されます。

住 所：東京都千代田区麹町2-4-1

会社名：株式会社プレミア・エイド

代表者：吉澤成一朗

T E L : 03-5213-0850

(2)本サービスについて警備業法第19条および警備業法施行規則第33条に準拠し下記のとおり記載します。利用者は、下記を十分に理解したうえで、本サービスを利用するものとします。

警備業を提供する会社	株式会社プレミア・エイド(以下、「提供者」とします。)
警備業務を行う期間	本規約に基づき、その契約期間中、端末等を車両に適切に取り付けてある状況において、24時間年中無休で対応します。
警備業務を行う日および時間帯	利用者および搭乗者を対象とします。
警備業務の対象とするもの	受電は2名体制を基本とします。緊急通報を受信した際、利用規約第4条の内容に基づき必要に応じ救援機関等へ通報・連絡を行います。
警備員の人数および担当業務	救援機関への通報の必要性を判断する者、救援機関への通報を行う者は警備業法で定められた所定の研修を修了した者とします。
警備員が有する知識および技能	利用者との通話等により、事故・事件であると合理的に判断した際は、利用規約第4条の内容に基づき必要に応じ救援機間に通報し、緊急車両等の出動を要請します。ただし、提供者の措置により利用者は当事者の義務を免除されるものではありません。
事故発生時の措置	警備員が用いる服装
警備員が用いる服装	提供者が本サービスの受電において、適切であると認めた服装とします。
使用する機器または各種機材	本規約に基づく端末等、電話受信・発信装置、FAX・コンピューター等とします。
報告の方法、頻度および時期	救援機関へ通報した後の対応について、事後に利用者への個別報告は行いません。
その他依頼者への報告	警備料金・その他の費用
警備料金・その他の費用	本規約に基づき端末等を貸与された契約者、利用者および搭乗者は無償で本サービスの提供を受けることができます。
支払いの時期およびその方法	警備業務の再委託に関する事項
警備業務の再委託に関する事項	提供者より利用者および搭乗者に直接提供されます。再委託はいたしません。
免責に関する事項	貸与規約第1節第11条(1)および利用規約第6条に該当する場合は免責となります。
損害賠償の範囲、損害賠償額	本サービスの内容またはその利用により利用者、搭乗者または第三者が被った被害・損失等に対し、提供者の故意または重過失により生じた場合を除き、提供者はいかなる責任も負わないものとします。また利用者または搭乗者が本サービスに関して第三者に損害・損失等を与えた場合、利用者および搭乗者は自己の責任をもって解決するものとし、提供者はいかなる責任も負わないものとします。
その他損害賠償に関する事項	契約の更新・変更・解除に関する事項
契約の更新・変更・解除に関する事項	本規約の更新および解除は、貸与規約の更新および解除と連動します。また、本サービスの内容について変更がある場合は、貸与規約第1節第13条および利用規約第8条の規定に準じます。
警備業務に関する苦情の受付窓口	警備業務に関する苦情の受付窓口
警備業務に関する苦情の受付窓口	株式会社プレミア・エイド苦情相談窓口とします。 TEL : 03-5213-0850
特約事項	警備業法に準拠し契約締結後にお渡しする書面が必要となる際は、当該書面の交付に代えて、ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/auto/covenant/)で掲載することにより、当該書面に記載すべき情報を提供します。書面にて交付をご希望の方は提供者までご連絡ください。

第8条 利用規約の変更

(1)提供者は、日本国の法令に準拠して利用規約を変更する場合があります。

(2)変更後の利用規約は、当会社ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/auto/covenant/)に掲示され、変更の効力発生日からその効力を生じるものとします。利用者は利用規約の変更後も端末等を利用し続けることにより、変更後の利用規約に対する有効かつ取消不能な同意をしたものとみなします。

(3)提供者は利用規約を変更する場合、事前に、変更後の利用規約の効力発生日および内容を、当会社ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/auto/covenant/)への掲示その他の適切な方法により周知します。

第9条 管轄裁判所

利用規約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属の合意管轄裁判所とします。

第10条 準拠法

利用規約の準拠法は日本法とします。

第11条 協議

利用規約に関して疑義がある場合および利用規約に定めのない事項が生じた場合は、利用者および提供者双方で協議し、円満に解決を図るものとします。

附則

本利用規約は2026年1月1日から有効とします。

規約制定日 : 2026年1月1日

DAP 利用者向け Web サービス・専用スマホアプリ利用規約
(2026 年 1 月 1 日以降始期用)

DAP 利用者向け Web サービス・専用スマホアプリ利用規約

本利用規約（以下「本規約」といいます。）には、本サービスの提供条件および当会社と登録ユーザーの皆様との間の権利義務関係が定められています。本サービスの利用に際しては、本規約全文をお読みいただきたいうえで、本規約に同意いただく必要があります。

第 1 章 総則（共通規定）

第 1 条（適用）

- (1) 本規約は、本サービスの提供条件および本サービスの利用に関する当会社と登録ユーザーとの間の権利義務関係を定めることを目的とし、当会社と登録ユーザーとの間の本サービスの利用に関わる一切の関係に適用されます。
- (2) 本規約の内容と本規約外における本サービスの説明等とが異なる場合は、本規約の規定が優先して適用されるものとします。
- (3) 本サービスを利用するためには、「ドライブレコーダー型テレマティクス端末等の貸与に関する規約」を承諾・遵守し当会社から同規約に定める端末等の貸与を受けていることが必要です。

第 2 条（定義）

本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。なお、本規約において特に定義を設けていない用語については、「ドライブレコーダー型テレマティクス端末等の貸与に関する規約」の定めるところによります。

- ① 「本サービス」とは、当会社が提供するドライブエージェント パーソナル（DAP）の利用者向け Web サービスおよび専用スマホアプリで提供するサービス（いずれのサービスにおいても理由の如何を問わずサービスの名称または内容が変更された場合は、変更後のサービスを含みます。）をいいます。
- ② 「Web サービス」とは、「ドライブエージェントパーソナル（2 カメ）」を通じて取得された自動車の運転情報（走行距離、走行時間、速度、位置情報、加速度センサーによる計測値等）等に基づき、当会社が、当会社ウェブサイトを通じて提供するサービスをいいます。
- ③ 「専用スマホアプリで提供するサービス」とは、端末を通じて取得された自動車の運転情報（走行距離、走行時間、速度、位置情報、加速度センサーによる計測値等）等に基づき、当会社が、専用のスマートフォンアプリを通じて提供するサービスをいいます。
- ④ 「サービス利用契約」とは、本規約を契約条件とする利用契約であり、第 3 条（本サービスの利用開始手続等）に定める所定の手続が完了することで当会社と登録ユーザーの間で締結される、本サービスの利用契約をいいます。
- ⑤ 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、またはそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。）、およびノウハウ、営業秘密をいいます。

- ⑥「本データ」とは、端末等を通じて取得され、当会社ウェブサイト上および専用スマホアプリ上において登録ユーザーが本サービスを利用して閲覧することができるコンテンツ（画像、音声、動画を含みますがこれらに限りません。）をいいます。本データには、事故等に関する位置情報、安全運転診断結果、氏名やメールアドレス等のアカウント情報、車両情報等が含まれます。
- ⑦「事故等に関する位置情報」とは、急操作・危険行動位置情報（当会社所定の急操作や危険行動を行った回数および場所やその際の速度を含みます。）および事故発生位置情報（当会社所定の事故が発生した場所やその際の速度を含みます。）をいいます。ただし、危険行動位置情報（当会社所定の危険行動を行った回数および場所やその際の速度を含みます。）については、「ドライブエージェントパーソナル（2カメ）」の場合に限り、取得される情報です。
- ⑧「当会社」とは、東京海上日動火災保険株式会社をいいます。
- ⑨「当会社ウェブサイト」とは、そのドメインが「www.drive-agent-2c.com/dap/index.html#/login」である、当会社が委託する株式会社デンソーテン（以下、「デンソーテン社」といいます。）が運営するウェブサイト（理由の如何を問わず、当該ウェブサイトのドメインまたは内容が変更された場合は、当該変更後のウェブサイトを含みます。）をいいます。
- ⑩「登録ユーザー」とは、第3条（本サービスの利用開始手続等）に基づいて登録がなされた個人または法人を意味し、「ドライブエージェントパーソナル（2カメ）」の場合は、筆頭契約者、家族ドライバーおよび見守り者を指します。登録ユーザーは、「ドライブエージェントパーソナル（2カメ）」の場合は証券番号単位で、「ドライブエージェントパーソナル（新型）」の場合は車両単位で本サービスを利用できます。
- ⑪「ドライブエージェント パーソナル（DAP）」とは、自動車保険または超保険契約に「事故発生の通知等に関する特約」を付帯した契約者（対象車両がリース契約に基づき貸与された自動車で自動車保険または超保険契約の契約者がリース会社等の場合、記名被保険者をいいます。本規約において同じ。）に貸与する端末等を通じて提供するテレマティクスサービスをいいます。
- ⑫「端末」とは、当会社が契約者に貸与するドライブレコーダー型テレマティクス端末（再利用品の場合があります。）をいいます。端末には、2カメラ一体型端末または新型・事故自動通報端末があり、SIMカードおよびmicroSDカードならびに当会社の貸与する専用外付バッテリー（新型・事故自動通報端末の場合で、取扱説明書記載のバッテリーユニットをいいます。）は端末に含むものとし、「端末等」とは、当会社が契約者に貸与する端末と電源ケーブルをいいます。
- ⑬「DAPの利用者」とは、端末等を利用する者をいいます。
- ⑭「筆頭契約者」とは、登録ユーザーのうち、ユーザー アカウント作成権限を持った個人または法人をいいます。
- ⑮「家族ドライバー」とは、登録ユーザーのうち、筆頭契約者からユーザー アカウントを付与されており、自身の運行データを管理する権限を持った個人または法人をいいます。
- ⑯「見守り者」とは、登録ユーザーのうち、筆頭契約者からユーザー アカウントを付与されており、当該証券番号における筆頭契約者がユーザー アカウントを付与した全ての登録ユーザーの運行データ閲覧権限を持った個人または法人をいいます。

第3条（本サービスの利用開始手続等）

- (1) 本サービスの利用を希望する者（以下「登録希望者」といいます。）は、本規約を遵守することに同意し、かつ当会社の定める一定の情報（以下「登録事項」といいます。）を当会社の定める方法で当会社に提供することにより、当会社に対し、本サービスの利用の登録を申請することができます。
- (2) 当会社は、当会社の基準に従って、(1)に基づいて登録申請を行った登録希望者（以下「登録申請者」といいます。）の登録の可否を判断し、当会社が登録を認める場合にはその旨を登録申請者に通知します。登録申請者の登録ユーザーとしての登録は、当会社が本通知を行ったことをもって完了したものとします。
- (3)(2)に定める登録の完了時に、サービス利用契約が当会社と登録ユーザーの間に成立し、登録ユーザーは本サービスを本規約に従い利用することができるようになります。
- (4) 当会社は、登録申請者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録を拒否することができ、またその理由について一切開示義務を負いません。
- ①当会社に提供した登録事項の全部または一部につき虚偽、誤記または記載漏れがあった場合
 - ②第18条（反社会的勢力等の排除）に定める反社会的勢力等である、または資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流もしくは関与を行っていると当会社が判断した場合
 - ③過去当会社との契約に違反した者またはその関係者であると当会社が判断した場合
 - ④第11条（本データ等の削除、サービス利用契約の解除等）に定める措置を受けたことがある場合
 - ⑤その他、登録を適当でないと当会社が判断した場合
- (5) 登録ユーザーは、当会社の定める方法により、そのユーザーアカウントに、アカウント名、メールアドレス、電話番号等の情報（これらの情報と登録事項を総称し、以下「登録事項等」といいます）を登録することができます。

第4条（登録事項等の変更）

登録ユーザーは、登録事項等に変更があった場合、当会社の定める方法により当該変更事項を遅滞なく当会社に通知するものとします。

第5条（ユーザーアカウント、パスワードおよびユーザーIDの管理）

- (1) 登録ユーザーは、自己の責任において、本サービスに関するユーザーアカウント、パスワードおよびユーザーIDを適切に管理および保管するものとし、これを他の登録ユーザーまたは第三者に利用させる行為、または貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。ただし、本規約に別段の定めがある場合には、この限りではありません。
- (2) ユーザーアカウント、パスワードまたはユーザーIDの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって生じた損害に関する責任は登録ユーザーが負うものとします。

第6条（登録ユーザーの義務）

- (1)本サービスを利用する際に必要となる通信に係る費用は、登録ユーザーがこれを負担するものとします。また、登録ユーザーは、コンピュータウイルス等の有害なソフトウェア類の感染防止に努め、ウィルス駆除ソフト等を自ら導入および活用するものとします。
- (2)登録ユーザーのコンピューター・スマートフォン等がウィルスに感染したこと、パスワードおよびユーザーIDが登録ユーザーから漏えいしたこと等に起因し、ユーザー アカウントに不正アクセス等がなされた場合、登録ユーザーは、当会社に対し、速やかにその旨を通知し、当会社の指示に従って対応するものとします。

第7条（禁止事項）

登録ユーザーは、本サービスの利用にあたり、以下のいずれかに該当する行為をしてはなりません。

- ①法令に違反する行為、公序良俗に反する行為または犯罪行為に関連する行為
- ②日本国外において本サービスを利用する行為
- ③当会社、他の登録ユーザー、DAPの利用者または第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為
- ④安全運転診断レポート、対象車両の事故等に関する位置情報および当会社が見守り者に対し通知する内容を不特定多数の者に公開する行為、またはそれらの内容およびクーポンチャレンジの内容を改ざん、修正、変更等する行為
- ⑤対象車両の事故等に関する位置情報を、当会社の承諾を得ることなく、裁判手続において利用する行為
- ⑥当会社が提供するシステム・ソフトウェアその他のシステムに対するリバースエンジニアリングその他の解析行為
- ⑦本サービスの運営を妨害する行為
- ⑧本サービスのネットワークまたはシステム等への不正アクセス、またはこれに過度な負荷をかける行為
- ⑨第三者に成りますます行為
- ⑩本サービスの他の登録ユーザーのユーザー アカウント、IDまたはパスワードを利用する行為
- ⑪第18条（反社会的勢力等の排除）に該当する行為
- ⑫前各号の行為を直接または間接に惹起し、または容易にする行為
- ⑬前各号に該当するおそれのある行為、または前各号の行為を試みる行為
- ⑭その他、当会社が不適切と判断する行為

第8条（本サービスの一時停止等）

当会社は、以下のいずれかに該当する場合には、登録ユーザーに事前に通知し、または当会社ウェブサイト上において事前に予告することなく、本サービスの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとします。この場合、当会社は登録ユーザーに対し、一切の責任を負わないものとします。

- ①本サービスに係るコンピューター・システムの点検または保守作業を緊急に行う場合
- ②コンピューター、通信回線等の障害、誤操作、過度なアクセスの集中、不正アクセス、ハッキング等に

より本サービスの運営ができなくなった場合

③地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変、疫病の流行などの不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合

④その他、当会社が合理的な理由により停止または中断を必要と判断した場合

第9条（権利帰属）

当会社ウェブサイト、安全運転診断レポート、当会社が見守り者に対し通知する内容、クーポンチャレンジの内容および本サービスに関する知的財産権は全て下表に定める者に帰属しており、本規約に基づく本サービスの利用許諾は、当会社ウェブサイトまたは本サービスに関する当会社または当会社にライセンスを許諾している者の知的財産権の移転または使用許諾を意味するものではありません。ただし、本規約において、別段の定めがある場合にはこの限りではありません。

テレマティクスサービスの種類	権利の帰属先
ドライブエージェントパーソナル（2カメ）	当会社および株式会社デンソーテンまたは当会社および株式会社デンソーテンにライセンスを許諾している者
ドライブエージェントパーソナル（新型）	当会社およびバイオニア株式会社または当会社およびバイオニア株式会社にライセンスを許諾している者

第10条（本データに関する表明・保証等）

(1)登録ユーザーは、本データについて、適法かつ適正な方法によって端末等を通じて取得されたものであること、登録ユーザーがこれを閲覧することについての適法な権利を有していること、および本データが他の登録ユーザー、DAP の利用者または第三者の権利を侵害していないことについて、当会社に対し表明し、保証するものとします。

(2)本データに著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規定された権利を含みます。）その他の知的財産権や所有権が認められる場合、これらは全て当会社に帰属するものとし、登録ユーザーは当会社およびいかなる第三者に対しても、著作者人格権を行使しないものとします。

(3)当会社は、本データを、本規約に定めるほか、「ドライブレコーダー型テレマティクス端末等の貸与に関する規約」の定めるところに従い、自ら利用しましたは第三者に提供できるものとします。

第11条（本データ等の削除、サービス利用契約の解除等）

(1)当会社は、登録ユーザーが、以下のいずれかに該当する場合は、事前に通知または催告することなく、本データその他当会社ウェブサイト上の情報を削除し、本サービスの利用を一時的に停止し、または、サービス利用契約を解除することができます。

①本規約のいずれかの条項に違反した場合

- ②登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
 - ③第3条（本サービスの利用開始手続等）(4)に該当する場合
 - ④その他、当会社が本サービスの利用または登録ユーザーとしての登録の継続を適当でないと判断した場合
- (2)登録ユーザーは、当会社所定の手続により、サービス利用契約を解除することができます。
- (3)自動車保険または超保険契約の「事故発生の通知等に関する特約」の適用期間が終了した場合、サービス利用契約も当然に終了します。
- (4)当会社は、サービス利用契約が終了した後も、本データ、登録事項等その他本契約に基づき当会社が取得した情報を利用できるものとします。

第12条（本サービスの内容の変更、終了）

- (1)当会社は、当会社の都合により、本サービスの内容・機能を変更し、または提供を終了することができます。
- (2)当会社が本サービスの提供を終了する場合、当会社は登録ユーザーに事前に通知するものとします。

第13条（保証の否認）

- (1)当会社ウェブサイト上における事故等に関する位置情報、これらの周辺の状況その他の表示は、概要を示すものにすぎません。周辺の状況などはその当時のものと異なる場合があります。
- (2)当会社は、本サービスを通じ提供されるレポート・情報等の完全性、信頼性、安全性、有効性および正確性を保証するものではありません。また、本サービスが登録ユーザーの特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、登録ユーザーによる本サービスの利用が登録ユーザーに適用のある法令または業界団体の内部規則等に適合すること、継続的に利用できること、および不具合が生じないことについて、明示または黙示を問わず何ら保証するものではありません。

第14条（免責）

- (1)当会社は、本サービスに関して登録ユーザーが被った損害について責任を負わないものとします。
- (2)当会社は、本サービスの利用に関し、当会社の責めに帰さない以下に掲げる損害について一切責任を負わないものとします。
 - ①登録ユーザーが本サービスを利用しましたは利用できなかったことによって登録ユーザーに生じた損害
 - ②第12条（本サービスの内容の変更、終了）に基づく本サービスの変更または第8条（本サービスの一時停止等）に基づく本サービスの停止等によって登録ユーザーに生じた損害
 - ③本サービスの利用によって、登録ユーザーが他の登録ユーザー、DAPの利用者、第三者に及ぼした損害
 - ④インターネット利用回線、コンピューター等の登録ユーザーが使用する機器またはソフトウェア若しくはハードウェアの動作障害・誤動作等によって登録ユーザーに生じた本サービスにかかるシステムの中断、遅滞、中止、データの消失、データへの不正アクセス等の損害

- ⑤インターネット接続、不正アクセスその他の本サービスの利用の際に発生した電話会社または各種通信業者より請求される接続に関する費用等の損害
 - ⑥本サービスの利用に関して登録ユーザーがサーバー停止等の障害を発生させたことによるクレーム、紛争等に基づく損害
 - ⑦登録ユーザーのコンピューター・スマートフォン等の機器またはソフトウェアの仕様・設定等に起因または関連する損害
 - ⑧①から⑦までに掲げる損害に準ずる本サービスの利用に関連する事項に生じた一切の損害
- (3)本サービスまたは当会社ウェブサイト等に関連して登録ユーザーと他の登録ユーザー、DAP の利用者または第三者との間において生じた紛争等について、当会社は何ら一切、その責任を負わないものとします。この場合において、登録ユーザーは、自己の責任によってこれらを解決するものとします。

第 15 条（個人情報等の取扱い）

- (1)当会社は、個人情報の保護に関する法律に基づき、登録ユーザーおよび DAP の利用者の個人情報その他当会社が本サービスにおいて取得する個人情報を、次に掲げる利用目的および当会社のホームページに掲載の利用目的の達成に必要な範囲で利用するものとし、登録ユーザーはこれに同意するものとします。
 - ①本サービスの提供・運用・管理
 - ②本サービスに関するお問い合わせ対応
 - ③当会社のアンケート依頼
 - ④当会社のキャンペーン案内・抽選・賞品発送
 - ⑤当会社の各種商品・サービスのご案内
 - ⑥当会社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - ⑦当会社における市場調査および商品・サービスの開発・研究

当会社のホームページにつきましては、(www.tokiomarine-nichido.co.jp) をご参照ください。
- (2)当会社は、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）について、次に掲げる場合に限定して利用するものとし、登録ユーザーはこれに同意するものとします。
 - ①法令等に基づく場合
 - ②人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
 - ③保険業その他金融分野の事業の適切な業務運営を確保する必要性から、登録ユーザー等の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で上記非公開情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (3)当会社ウェブサイトにアクセスする際、当会社はクッキー情報等を取得します。本サービスにおけるクッキー情報等の取扱いは、当会社のホームページにおけるクッキー情報等の取扱い方針（ホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp/guideline）をご覧ください。）に準ずるものとします。
- (4)当会社は、(1)に定める個人情報について、「ドライブレコーダー型テレマティクス端末等の貸与に関する規約」に定めるところにより、これを取得・利用・第三者提供できるものとします。また、これとは別に、同規約に記載された個人情報を取得、使用、利用、第三者提供します。

第 16 条（本規約等の変更）

- (1)当会社は、当会社が必要と判断した場合、日本国の法令に準拠して本規約を変更できるものとします。
- (2)当会社は、本規約を変更する場合、事前に、変更後の本規約の効力発生時期および内容を当会社ウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知し、または登録ユーザーに通知します。この場合において、当該変更に同意できない登録ユーザーは、サービス利用契約を終了させることができるものとします。本規約変更後に本サービスを利用した場合、本規約の変更に同意したものとみなします。ただし、法令上登録ユーザーの同意が必要となるような内容の変更の場合は、当会社の定める方法で登録ユーザーの同意を得るものとします。

第 17 条（連絡／通知）

- (1)本サービスに関する問い合わせその他登録ユーザーから当会社に対する連絡または通知、および本規約の変更に関する通知その他当会社から登録ユーザーに対する連絡または通知は、当会社の定める方法で行うものとします。
- (2)当会社が登録事項等に含まれる登録ユーザーのメールアドレスその他の連絡先に連絡または通知を行った場合、登録ユーザーは当該連絡または通知を受領したものとみなします。

第 18 条（反社会的勢力等の排除）

- (1)当会社は、登録ユーザーまたは登録ユーザーの役員もしくは実質的に経営に関与する者または従業員等（以下「役員等」といいます。）が以下のいずれかに該当する者（以下「反社会的勢力等」といいます。）であることが判明した場合には、登録ユーザーに対して催告することなく、書面による通知をもって本規約を解除することができます。
- ①暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団
 - ②暴力団の維持・運営に協力する、または暴力団を不当に利用する等、①に掲げる者と密接な関係を有すると認められる者
 - ③暴力、脅迫、威力、詐欺等の違法または不当な手段を用いて不当な要求行為を行う①に準ずる者
- (2)登録ユーザーは以下について表明し、保証します。
- ①自らが反社会的勢力等でないこと
 - ②自らが反社会的勢力等でなかったこと
 - ③反社会的勢力等を利用しないこと
 - ④役員等が反社会的勢力等でないこと、および反社会的勢力等と交際がないこと
 - ⑤自らの財務または事業の方針の決定を支配する者が反社会的勢力等でないこと、および反社会的勢力等と交際がないこと
 - ⑥自らまたは第三者を利用して次のいずれの行為も行わないこと
- ア. 暴力的な要求行為

- イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ. 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - エ. 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - オ. その他上記ア. からエ. に準ずる行為
- (3)当会社が(1)の規定により本規約を解除した場合、これにより登録ユーザーに損害が生じたとしても、当会社は当該損害について賠償責任を負わないものとします。

第 19 条（利用契約上の地位の譲渡等）

- (1)登録ユーザーは、当会社の書面による事前の承諾なく、サービス利用契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。
- (2)当会社は本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴いサービス利用契約上の地位、本規約に基づく権利および義務並びに登録ユーザーの登録事項等その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、登録ユーザーは、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

第 20 条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定および一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第 21 条（準拠法および管轄裁判所）

- (1)本規約およびサービス利用契約の準拠法は日本法とします。
- (2)本規約またはサービス利用契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 2 章「ドライブエージェントパーソナル（2 カメ）」の特別規定

第 1 条（本サービスの内容等）

- (1)本サービスの内容は、次のとおりです。なお、本サービスの種類（Web サービスまたは専用スマホアプリで提供するサービス）によっては、利用可能なサービスが異なる場合があります。また、本サービスは証券番号単位で利用できます。

①安全運転診断レポートの閲覧

登録ユーザーは、自身および証券番号単位の安全運転診断レポートを閲覧できます。

なお、筆頭契約者および見守り者は、当該証券番号における筆頭契約者がユーザー アカウントを付与した

他の登録ユーザー・DAP の利用者の運転に係る安全運転診断レポートも閲覧できます。

②急操作・危険行動・事故記録の閲覧

端末等を通じて取得された事故等に関する位置情報について、登録ユーザーが自身の情報を閲覧できます。なお、筆頭契約者および見守り者は、当該証券番号における筆頭契約者がユーザー アカウントを付与した他の登録ユーザー・DAP の利用者の運転に係る事故等に関する位置情報も閲覧できます。

③ご家族等による見守り機能

登録ユーザーが Web サービスにおいて指定した通知内容について、電子メール等を発信します。

④クーポンチャレンジ

専用スマホアプリでクーポンチャレンジにエントリーした利用者に対して、証券番号単位での安全運転診断結果およびエコドライブ実績（当社が所定の方法で判定する地球環境に配慮した運転実績をいいます。）に基づき付与する抽選チケットの結果に応じて、クーポン（株式会社ギフティが提供する e ギフトのことをいいます。なお、クーポンには別に定める利用期限等があります。）を提供します。なお、理由の如何を問わざいかなる場合であっても、当会社は以下のア. からウ. までの対応を行いません。また、クーポンチャレンジの利用およびクーポンの利用に関して利用者に損害が生じた場合であっても、当会社は一切の責任を負わないものとします。

ア. 専用スマホアプリに表示された抽選チケットを獲得するための実績の修正

イ. 抽選チケットおよびクーポンの再発行

ウ. 上記以外の専用スマホアプリに表示された内容の修正

(2)本サービスは、日本国内でのみ利用できます。

(3)本サービスを利用するためには、登録ユーザーのコンピューター・スマートフォン等が当会社所定の推奨環境を有し、当会社所定のインターネット閲覧用のブラウザまたはスマートフォンアプリ等をインストールしている必要があります。また、見守り者がご家族等による見守り機能にかかる電子メール等を受信するためには、見守り者が保有するコンピューター・スマートフォン等がその電子メールを受信できる環境・仕様・設定になっていることが必要です。

第 2 条（本サービスの利用開始手続等）

筆頭契約者は、当会社の定める方法により、家族ドライバーまたは見守り者になろうとする者に対し、ユーザー アカウントを付与することができます。

第 3 条（筆頭契約者・登録ユーザーの義務）

(1)筆頭契約者は、本サービスの利用に際し、対象車両の運転者、家族ドライバーその他 DAP の利用者から、第 1 条（本サービスの内容等）(1)に定めるレポート・記録その他の情報が本規約の定めるところに従い登録ユーザーの閲覧に供されることについて、必要な同意または承諾を取得するものとします。

(2)登録ユーザーは、本サービスの利用に際し、(1)の同意または承諾の範囲内において、対象車両の運転者、家族ドライバーその他 DAP の利用者のプライバシーを侵害しない限度で、本サービスを利用するものとします。

(3)筆頭契約者は、他の登録ユーザーが本サービスを利用するに際し、当該登録ユーザーに本規約を遵守させるものとします。また、筆頭契約者は、他のDAPの利用者の情報を登録・修正する場合には、当該利用者に対して、ドライブレコーダー型テレマティクス端末等の貸与に関する規約第1章第1節第12条および第1章第3節第3条に記載の「端末等の利用を通じて取得する情報の取扱い」の内容を周知し、同意を得るものとします。

(4)筆頭契約者がその義務を履行しなかったことに起因または関連して当会社と第三者との間で紛争等が生じた場合、筆頭契約者は、その費用と責任でこれを解決するものとします。また、当該紛争等に起因または関連して当会社が損害、損失または費用（合理的な弁護士費用を含み、以下「損害等」といいます。）を被った場合、筆頭契約者がこの損害等を負担するものとします。

第4条（本データ等の削除、サービス利用契約の解除等）

(1)筆頭契約者または家族ドライバーのいずれか一人が第1章第11条（本データ等の削除、サービス利用契約の解除等）(1)の①から④のいずれかの事由に該当する場合は、当会社は、当該筆頭契約者および家族ドライバー全員による本サービスの利用を一時的に停止し、サービス利用契約を解除することができるものとします。

(2)筆頭契約者と当会社の間のサービス利用契約が終了した場合、すべての登録ユーザーは、以後、当会社ウェブサイトに掲載されていた一切の情報を閲覧することはできず、その他本サービスを利用することはできません。

第5条（ユーザー アカウントの削除）

(1)筆頭契約者は、家族ドライバーの意向にかかわらず、当会社所定の手続により、家族ドライバーのユーザー アカウントを削除することができます。

(2)ユーザー アカウントの削除後の個人情報等の取扱いについては、第1章第11条（本データ等の削除、サービス利用契約の解除等）(4)および同章第15条（個人情報等の取扱い）の規定に従うものとします。

第6条（免責）

第1章第14条（免責）(3)に規定する登録ユーザー間等において生じた紛争等について、筆頭契約者は、自己の責任によってこれらを解決するものとします。

第7条（登録ユーザー間で閲覧可能な情報）

Webサービスでは、以下に定める登録ユーザーは、以下に定める他の登録ユーザーの個人情報を閲覧することができます。登録ユーザーはこれらを承諾し、Webサービスを利用するものとします。

①筆頭契約者は、当該証券番号における筆頭契約者がユーザー アカウントを付与した全ての登録ユーザーの、アカウント名、生年月日、メールアドレス、電話番号等の情報および、事故等に関する位置情報

②家族ドライバーは、筆頭契約者がユーザー アカウントを付与した全ての登録ユーザーの、アカウント名、生年月日、メールアドレス、電話番号等の情報および、自身の事故等に関する位置情報

③見守り者は、筆頭契約者がユーザー アカウントを付与した全ての登録ユーザーの、アカウント名、生年月日、メールアドレス、電話番号等の情報および、事故等に関する位置情報

第 8 条（利用契約上の地位の譲渡等）

筆頭契約者が他の登録ユーザーにその地位を譲渡する場合、譲渡後の筆頭契約者に対して本規約の内容を共有し、譲渡後の筆頭契約者は本規約に定める事項に同意するものとします。その時点の当会社ウェブサイトおよび専用スマホアプリ内に保存・記録されている登録ユーザーの個人情報その他の情報についても、譲渡前後の筆頭契約者間で協議し、双方の責任のもと登録ユーザー・DAP の利用者の同意を得るなどの対応を行うものとします。

第 3 章「ドライブエージェントパーソナル（新型）」特別規定

第 1 条（本サービスの内容等）

(1)本サービスの内容は、次のとおりです。なお、本サービスは車両単位で利用できます。

①安全運転診断レポートの閲覧

登録ユーザーは、自身の安全運転診断レポートを閲覧できます。

②急操作・事故記録の閲覧、事故映像の取得

端末等を通じて取得されたドライバーによる事故等に関する位置情報について、登録ユーザーが自身の情報を閲覧できます。また、記録した事故映像についてスマートフォン等へダウンロードができます。

③クーポンチャレンジ

専用スマホアプリで、車両単位での安全運転診断結果およびエコドライブ実績（当社が所定の方法で判定する地球環境に配慮した運転実績をいいます。）に基づき付与する抽選チケットの結果に応じて、クーポン（株式会社ギフティが提供する e ギフトのことをいいます。なお、クーポンには別に定める利用期限等があります。）を提供します。なお、理由の如何を問わずいかなる場合であっても、当会社は以下のア.からウ.までの対応を行いません。また、クーポンチャレンジの利用およびクーポンの利用に関して利用者に損害が生じた場合であっても、当会社は一切の責任を負わないものとします。

ア. 専用スマホアプリに表示された抽選チケットを獲得するための実績の修正

イ. 抽選チケットおよびクーポンの再発行

ウ. 上記以外の専用スマホアプリに表示された内容の修正

(2)本サービスは、日本国内でのみ利用できます。

(3)本サービスを利用するためには、登録ユーザーのスマートフォン等が当会社所定の推奨環境を有し、当会社所定のスマートフォンアプリ等をインストールしていることが必要です。

第 2 条（登録ユーザーの義務）

(1)登録ユーザーは、本サービスの利用に際し、対象車両の運転者等の DAP の利用者から、第 1 条（本サービスの内容等）(1)に定めるレポート・記録その他の情報が本規約の定めるところに従い登録ユーザー

の閲覧に供されることについて、必要な同意または承諾を取得するものとします。

(2)登録ユーザーは、本サービスの利用に際し、(1)の同意または承諾の範囲内において、対象車両の運転者等のDAPの利用者のプライバシーを侵害しない限度で、本サービスを利用するものとします。

【2026年1月1日制定】